■仕様表

単位:特記なき限り(mm)

建築物の名称	単位・特記なで限り(mm)						
建築物の所在地	秋田県○○市○○町○-○-○						
	0000						
建築士登録番号							
仕様が複数ある場合、必要最小限の仕様のもの、又は仕様の範囲を以下に記載							
項目	小項目	仕様 備考					
建築材料(法第37条)	基礎コンクリート	JIS	設計基準強度Fc:24N/mm ³ 以上 スランプ:18cm以下				
	基礎鉄筋	JIS	SD295				
令第2章第2節 (居室の天井の高さ、床 の高さ及び防湿方法)	居室の床の高さ 及び防湿方法 (令第22条)	床の高さ	640(直下の地面(BM+400)から)				
		防湿方法	ねこ土台(有効換気面積75cm²/m)				
	構造部材の耐久 (令第37条)	構造耐力上主要な部分	腐食、腐朽、摩損のおそれのあるものに腐食等防止の措置				
	基礎(令第38条)	支持地盤の種別及び位置	砂質地盤(GL-0.5m)				
		基礎の種類	べた基礎				
		基礎の底部の位置	地盤面からの深さ:GL-100、根入れ:GL-300				
		基礎の底部に作用する荷 重の数値・算出方法	地盤の許容応力度 30kN/㎡				
令第3章第2節		木ぐい及び常水面の位置	対象外(木ぐい無し)				
令用3章界2即 (構造部材等)		鉄筋	主筋:D13、立上り・底盤・開口補強筋:D10	フック有			
	地盤調査 (令第38条)	地盤調査	SWS試験	地耐力30kN/㎡確保			
		地盤改良	該当なし				
	屋根ふき材等 (令第39条)	屋根ふき材の固定方法	平部:全数固定、棟部:ねじ固定、軒・けらば:ねじ3本固定				
		屋外に面する部分のタイル 等の緊結方法	該当なし				
		太陽光システム等を設置し た際の防錆処理	該当なし				
令第3章第3節 (木構造)	木材 (令第41条)	木材の規格(JAS) または等級	横架材、柱材、筋かい等、その他:無等級材 耐力上の欠点のないこと				
	土台及び基礎 (令第42条)	柱脚の固定方法	土台120×120(ヒノキ、無等級材)を設ける				
		土台の固定方法	アンカーボルト(M12) +座金(厚)4.5×40角×14øにより緊結、柱から200以内に設置(設置間隔:2700以内)	Zマーク表示金物又は同等 認定品			
	柱の小径 (令第43条)	横架材間距離	1階 小径120、横架材相互間の垂直距離の最大:2844 柱の小径と横架材間内法寸法の比率:1/23.7 2階 小径120、横架材相互間の垂直距離の最大:2730 柱の小径と横架材間内法寸法の比率:1/22.8				
		柱断面の欠き取り (1/3以上)の有無	1/3以上欠き取る場合は適切に補強				
		2階建てのすみ柱	通し柱、または同等の補強(N値計算による)				
		有効細長比(最大値)	1階 座屈長さ:2844、断面最小二次率半径:34.64 柱の有効細長比=82.1<150 2階 座屈長さ:2730、断面最小二次率半径:34.64 柱の有効細長比=78.9<150	座屈長さ=横架材相互間内 法			
	はり等の横架材 (令第44条)	中央部付近の下側に耐力 上支障のある欠き込み	欠込み:無し				
	筋かい (令第45条)	筋かいの断面	45×90				
		筋かいの欠き込み	原則欠き込み無し (必要な場合)たすき部補強:両面から短冊金物(S)当て六角ボルト(M12)締め、スクリューくぎ(ZS50)打ち	Zマーク表示金物又は同等 認定品			
	ļ.	I	I.	1			

l		第1項	主要な梁せい:スギ(120×120~240)	
令第3章第3節 (木構造)	構造耐力上必要 な軸組 (令第46条)			
		第3項 床組・小屋ばり組 の火打、構造用合板等、振 れ止め	床組:構造用合板(厚)24 小屋ばり組:火打ちばり(木製)、振れ止め:設置 火打土台:スギ(45×90)ユニットバス、土間床部分は除く	
		第4項 壁量基準 (耐震·耐風)	筋かい(45×90シングル、ダブル)、配置は壁量平面図による	
	継手·仕口 (令第47条)	筋かい端部	緊結方法:筋かいプレート(BP2等)	Zマーク表示金物又は同等 認定品
		耐力壁両側柱頭·柱脚	N値計算による ホールダウン金物	N値計算書
		その他の柱頭・柱脚	かど金物(CP-L)等	Zマーク表示金物又は同等 認定品
	(1)34 (3)	小屋組の接合方法	耐風性向上のための接合部仕様 たるき-軒桁接合:ひねり金物ST-15 たるき-もや接合:鉄丸くぎ2-N75 2本斜め打ち 小屋束-小屋ばり・小屋束-もや接合:かすがいC120両面打ち	平12建告第1460号 基準風速:34m/s、 樹種J3(スギ) Zマーク表示金物又は同等 認定品
	防腐措置等(令第49条)	鉄網モルタル下地等の防 水措置	該当なし	
		構造耐力上主要な部分の 柱、筋かい、土台	地面から1mの範囲で防腐・防蟻処理	
令第3章第4節の2 (補強コンクリートブロッ ク造)	塀 (令第62条の8)	構造方法	控え壁なし	塀の高さ=1200
		材料の種別	建築用コンクリートブロックA種	
		壁の厚さ	150	
		補強筋	壁内部 縦横に80cm間隔にD10配置 横筋:壁頂・基礎補強筋、縦筋:壁端部、隅角部 D10	
		補強筋端部	端部はかぎ状に折り曲げ、交差する鉄筋にかぎ掛け	
防火構造 延焼のおそれのある部分		仕上	粘土瓦(防災瓦)	瓦:不燃材料
	屋根 (法第22条)	野地板	構造用合板特類(厚)12 鉄丸くぎN38 150ピッチでたるきに固定	
		防水紙	改質アスファルトルーフィング940(22kg)	
	外壁 (法第23条)	仕上	窯業系サイディング(厚)18 通気構造	準防火材料 (認定番号)
	軒裏 (令第108条)	仕上	繊維混入ケイ酸カルシウム板(厚)11.5 EP	
居室の内装	内装材 (令第20条の7)	内装材 (複合フローリング、集成 材、ビニルクロス、化粧石 こうボード、ふすま紙、内 装・収納ドア、洗面化粧台、 キッチンセット、接着剤)	全てF☆☆☆☆	全ての居室
居室の換気	換気設備 (令第20条の8)	機械換気設備の構造	第3種機械換気設備 80㎡/h ×2基(1,2階便所に設置)、各居室に給気口設置 台所はレンジフードによる(換気量○○㎡/h)	内装ドアにはアンダーカット H=10 または換気ガラリ設置
		天井裏等 (合板、構造用合板、収納 内部、石こうボード)	全 てF☆☆☆☆	全ての天井裏等
給排水衛生設備	建築設備の構造 強度 (令第129条の2 の3)	昇降機以外の建築設備の 構造方法	建築物に設ける昇降機以外の建築設備の安全設置に関する平12 建告第1388号および同左第5改正(平24国交告第1447号)の 構造方法に従い設置	平25国住指第4725号 (給湯設備の転倒防止に係 る技術基準の改正 技術的 助言)
	給水、排水その他 の配管設備 (令第129条の2 の4)	給水·給湯管材料	引込:ステンレス管 敷地内:耐衝撃硬質塩化ビニル管 住戸内:架橋ポリエチレン管	
		排水管材料	排水桝:コンクリート製桝、硬質塩化ビニル製桝 排水管:硬質塩化ビニル製排水管 地中埋設管:防食子別にて処理 排水勾配:1/100以上 管径は、上下水道局の基準による	
		水栓	吐水口空間を有効に確保する	
特定行政庁が条例 規則で定める規定	法第40条		-	
	法第41条		-	